

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約
(ハーグ条約) にもとづく
子の返還・面会交流事案の和解あっせん申立書

第二東京弁護士会 仲裁センター 御中

申立年月日 年 月 日

申立人	氏名	(住所等の連絡先は別紙。相手方に通知してもよいお名前をお書きください。通称、旧姓でもかまいません。)
相手方	氏名	(住所等の連絡先は別紙)

(申 立 の 趣 旨)

- 子の返還
- 子との面会交流
- その他

について、以下のとおり和解あっせんを求めます。

(申立の理由)・・・事件の内容をご説明下さい。

※申立人が用意した別紙に書いていただいても構いません。

- ※申立人が外務大臣の外国返還援助決定または日本国面会交流援助決定を受けた者である場合は、決定通知書の写しを本申立書に添付してください。申立人が「ハーグ条約に基づく手続について」という文書を受け取った者である場合は、同文書の写しを添付してください。
- ※申立人が外務省の外国返還援助決定または日本国面会交流援助決定を受けた者である場合は、援助決定にあたり中央当局に提出した援助申請書及びその添付書類も添付してください（任意）。

別紙 当事者の氏名と連絡先

申立人		相手方への 情報開示の 可否
氏名 (本名)		可・不可
住所	〒	可・不可
電話番号		可・不可
電子メール アドレス		可・不可

※「相手方への情報開示の可否」の欄に「可」とした場合、相手方に当該情報を開示します。

相手方		
氏名		
住所	〒	
電話番号		
電子メール アドレス		
その他の連 絡先		

※別紙は相手方に送付しません。

※申立て時に、仲裁センターに対して、氏名のほか、連絡先として少なくとも電話番号と電子メールアドレスを教えてください。連絡先のいずれかを仲裁センターに開示することについて不都合等がある場合には、仲裁センター事務局又はあっせん人にご相談ください。

<申立手続>

1. 下記の書類を、第二東京弁護士会仲裁センター宛に提出します。電子メールでの提出も可能です。

(手続開始に必ず必要となる書類)

- － 本申立書
 - － 外務省による援助決定通知書 又は 外務省作成の「ハーグ条約に基づく手続について」
 - － 「個人情報のお取り扱いについて」(ハーグ事件用)
 - － 和解あっせん手続参加についての同意書(ハーグ事件用)
- (任意に提出をお願いしている書類)
- － 援助決定にあたり中央当局に提出した援助申請書及びその添付書類の写し
 - － 証拠(必要に応じて、申立人が親権を有することを証明する書類、面会交流に関する事情が書かれた書類等。)
2. 申立書を英語にて提出する場合、可能な限り日本語訳とともに提出してください。

<注意>

1. 申立人が仲裁センターに提出した申立書(別紙を除く)、援助申請書及び添付書類の写し、主張書面並びに証拠は、相手方に送付されます。相手方に送付したくない書面及び資料がある場合は、事前にあっせん人又は仲裁センター事務局にご相談ください。

<個人情報の利用目的について>

第二東京弁護士会は、当会の運営する仲裁センターでの和解あっせん手続・仲裁手続において当事者等(申立人、相手方、代理人等を含む)の個人情報をいただいています。この書面は、上記手続において当会が入手する当事者等の個人情報の利用目的について、個人情報保護法第18条第2項に従いご説明するものです。

当会は、いただいた当事者等の個人情報を以下のために利用することがあります。

1. 当事者等に対する書類の送付および事務連絡のため
2. 和解あっせん申立事件・仲裁申立事件終了後の各種アンケート調査のため
3. 日本国外務省に対する事務連絡及び報告のため(外務省と第二東京弁護士会との間のハーグ条約に関する裁判外紛争解決事業として実施される場合)